

令和8年度糸満市立認定こども園ケータリング提供業務仕様書

糸満市長 當銘 真栄（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との糸満市立認定こども園ケータリング業務契約の仕様については、以下の通りとする。

（業務内容）

第1条 本契約によって乙は糸満市立認定こども園に昼食及びおやつのケータリングの提供を行うものとする。

（実施場所）

第2条 ケータリング提供業務委託の実施場所は糸満南こども園とする。

（提供日）

第3条 ケータリング提供日は、月曜日から土曜日までの週6回とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 糸満南こども園の休園日
- (2) 甲又は園長が園の行事等の連絡を当該行事日1ヶ月前までに乙に行う場合
- (3) 旧盆（ウークイ：旧暦7月15日） ※事業者が提供可能であれば提供

2 その他、提供日に関し必要な事項は甲又は園長と乙の間で事前に協議のうえ決定する。

（納品）

第4条 ケータリングの納品は、次のとおりとする。

- (1) ケータリング納品時間は10時30分前後に納品すること。
- (2) 納品時、特にアレルギー対応の給食は、糸満南こども園及び〇〇〇〇給食配送担当者双方の確認の下、甲は納品確認書に確認サインを行うこと。
- (3) 給食の入った食缶、バットは、異物混入防止の為、ラップをして納品すること。

（献立）

第5条 ケータリングの献立は、次のとおりとする。

- (1) 献立作成は、管理栄養士又は、栄養士の免許を有している者で作成すること。
- (2) 食事計画（提供する食事の量と質についての計画）を乙は、甲へ契約初めに提出すること。
- (3) 乙は、甲が本施設において設置する給食委員会へ参加する等、定期的に食事内容について協議すること。
- (4) 乙は糸満市保育こども園課へ給食施設栄養定期報告を行うこと。

（注文）

第6条 甲はケータリング注文について、乙の指定する注文様式に記入し、毎月納品月の前月10日迄にFAX又はメールで注文する。

2 ケータリング数量及び内容変更は、納品予定日の4日前までとする。(土、日含む)

(衛生管理)

第7条 ケータリングの衛生管理は、次のとおりとする。

- (1) 衛生管理は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠するなど、法令を遵守したものであること。
- (2) 乙は、年1回労働安全衛生規則に定める定期健康診断を必ず実施し、検便については、月1回実施すること。
- (3) 乙は、食品衛生管理者を設置し、保健所への設置届を園に提出すること。
- (4) 保存食は、毎食ごとに確保するものとし、原材料(購入した状態のもの)及び調理済食品を食品毎50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋)に密封して摂氏-20℃以下で2週間保管すること。

(事故防止)

第8条 異物混入が発生した場合、異物の原因を確認する。異物が不明の場合は、検査機関に検査を依頼し、異物を特定する。異物が判明した際は、原因を探り、今後の異物混入防止の対策を報告するものとする。

- 2 異物混入が発生した場合、速やかに代替食を用意する。
- 3 ケータリングの提供に係る配送及び回収にあたっては、衛生面及び安全面に十分配慮し行うものとする。
- 4 乙は、食中毒の防止には万全を期さなければならない。万一乙の責めに帰する事由により食中毒事故が生じた場合は、乙はその責任を負うものとする。
- 5 乙は、賠償責任保険に加入するものとする。

(台風等配食不能時の対応)

第9条 台風等によりケータリングの配食ができない場合は別紙1のとおりとする。

(アレルギーへの対応)

第10条 甲及び乙の糸満南こども園における食物アレルギーへの対応は、別紙2のとおりとする。

台風時のケータリングは下記のとおりとする。

1. 台風接近により、気象庁発表で翌日午前6時30分までに暴風域に入る可能性がある場合は、ケータリング配食無し。
※前日午前中に園へ連絡する。
※週明け月曜日等に暴風域に入る可能性がある場合は、金曜日に決定し園に連絡する。
※給食費請求無し。
※ケータリング配食無しが決定した場合、暴風域が解除になった場合でも配食無しとする。

2. 台風接近により、気象庁発表で翌日午前6時30分までに暴風域に入る可能性の判断がつかない場合は、前日あるいは、週末午前中迄にケータリングの配食を行うか園に確認する。
※ケータリングの注文を確認後、当日園が休みになった場合、給食調理は行っているのので、給食費を請求する。
※台風でケータリングが中止になった場合、翌日及び翌々日の献立の変更がある場合がある。

その他災害時におけるケータリング配食時の対応

3. その他災害時におけるケータリング配食ができない場合は、園と連携しながら対応する。

糸満南こども園における食物アレルギー対応について

<受託者> 担当者：栄養士

- （1）アレルギー疾患生活管理指導表を提出した園児に対し、除去食療法を行う（乳・卵のみとする）
- （2）除去したアレルギー食材については、代替食を行う
- （3）アレルギー疾患生活管理表を園へ提出するまでの間は除去するのみとする
- （4）献立を作成するうえで、下記の工夫をする
 - ①除去を意識した献立
 - ②新たに症状を誘発するリスクの高い食物のできるだけ少ない献立
 - ③加工食品の原材料表示をきちんと確認する
- （5）配食時に納品確認書に記入をする
- （6）アレルギー食材の誤食が発生した場合、ケータリング事業者が同事業者の栄養士と直ちに連絡を取れる体制を構築すること